第４章 計画の実現に向けて

４－１ まちづくりの推進に向けた方針

4-1-1 まちづくりの実現に向けた市民協働の考え方

都市計画マスタープランは、本市の将来都市像を明確にし、個別の都市計画を決定・変更する際の方向性を示す誘導指針としての役割を担うものです。そのため、本計画の実現に向けた都市づくりの推進にあたっては、個別的、具体的な事業計画や地域地区の整備計画の策定を行うとともに、庁内および関係機関が連携しつつ、事業の効率化や各種制度の活用による財政負担の軽減などの対応を図ることで、計画の実効性を確保していきます。

また、本市においては市民主体のまちづくり・都市づくりへの取組みを目指し、本計画おける地域別構想を市民による身近なまちづくり活動を下支えする計画と位置づけ、地域別構想に示された目標や方針に基づきながら、市民協働の取組みを支える支援策の充実など、市民と行政が協働によるまちづくりを進めます。

4-1-2 計画の推進方針

事業の実施においては、社会情勢の変化とともに事業に対する市民のニーズが変化してきていることから、事業効果分析などの手法を用いて、事業の選択と集中による計画の見直しが重要となります。そのため、事業継続の判断、適正な事業間の優先順位付け、効率的な事業スケジュールの設定、事業の規格・規模・内容など、社会動向を見据えた柔軟な事業・施策の実現を目指します。

本計画の進行管理（PDCAサイクル）にあたっては、今後の社会情勢の変化により、新たな都市づくりの課題や市民ニーズへの新たな対応などに向けて、第6次豊川市総合計画との整合を図りつつ、事業の進捗状況や実績・効果などの評価・検証を行いながら、必要に応じて本計画の見直しを行います。

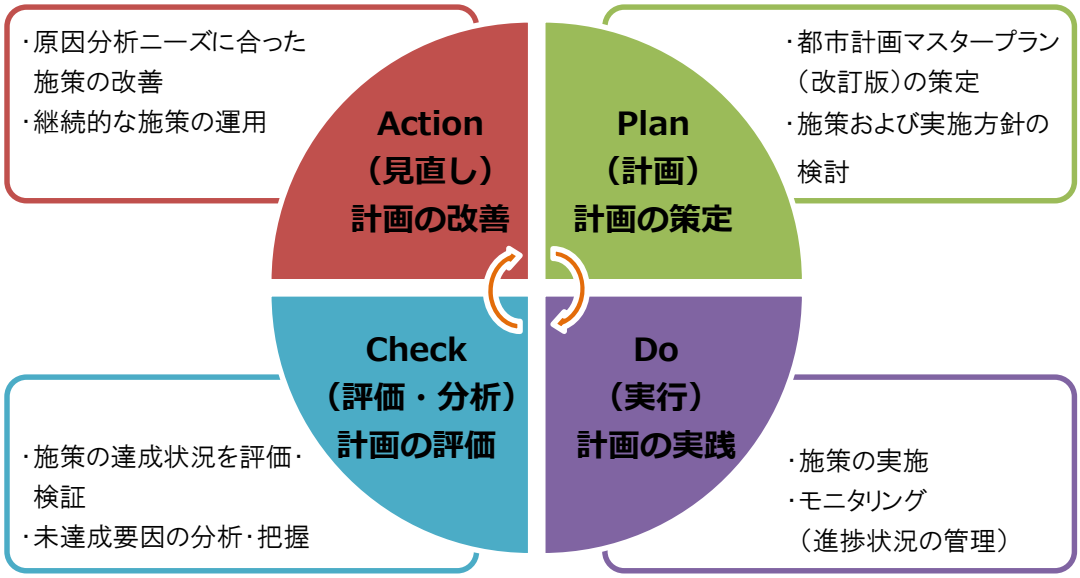

４－２ 実現に向けた取組み

人口減少・超高齢社会への対応や、様々な機能がコンパクトにまとまった身近な生活圏の構築、中心拠点や地域拠点の形成と広域的な交通ネットワークの構築、多彩な交流を育む産業集積の強化と市街地の生活環境の質の向上などの本計画における位置づけのもと、以下の取組みを行います。

＜総合的な取組み＞

目　的	実施方針
コンパクトシティの推進 **・まちなか居住の推進**	• **豊川市立地適正化計画に基づく居住および都市機能の誘導** • **拠点周辺への人口集積の誘導** • **（仮称）豊川市市街化調整区域内地区計画運用指針の策定の検討**
市民協働 **・まちづくりに関する市民意識の啓発**	• **出前講座などの実施、まちづくり組織の支援・育成**

＜土地利用＞

目　的	実施方針
住宅地 **・地区の特性に応じた土地利用の誘導**	• **豊川市用途地域の運用方針や地区計画制度による適正な土地利用の誘導の検討**
・住宅政策の推進	• **豊川市住宅マスタープランに基づく住宅供給の検討** • **空家等対策計画の策定**
商業地 **・中心市街地の活性化**	• **豊川市中心市街地商業等活性化基本計画に基づく施策の展開**
・中心拠点、地域拠点の形成	• **公共交通結節点を中心とした商業施設の集積（規制・誘導）**
工業地 **・産業集積ゾーンへの工業集積**	• **新規工業用地調査に基づく新たな工業用地の形成（企業誘致）**

＜都市交通（地域公共交通）＞

目　的	実施方針
道路網 **・計画的な道路網の構築**	**• 都市計画道路網の見直し（廃止および変更の検討）** **• 都市計画道路の整備推進および関係団体への整備要望**
公共交通 **・拠点を中心とした公共交通体系の構築**	**• 豊川市地域公共交通網形成計画に基づく各拠点への移動手段の確保** **• 交通結節点の機能強化（拠点の形成、バリアフリー化の推進）**

＜公園･緑地＞

目　的	実施方針
公園・緑地 **・豊川市らしい緑の空間の形成**	**• 豊川市緑の基本計画に基づく取組みの実施（公園・緑地の適正配置、整備・保全の推進）** **• 豊川海軍工廠跡地を活用した平和公園（仮称）の整備**

＜市街地整備＞

目　的	実施方針
都市基盤の確保 **・土地区画整理事業の推進**	**• 豊川西部土地区画整理事業、豊川駅東土地区画整理事業の推進および一宮大木土地区画整理事業の推進支援**
質の高い市街地環境の形成 **・基盤未整備地区や低未利用地の改善・解消**	**• 地域住民との協働による都市基盤施設の整備・改善** **• 低未利用地の宅地化促進**

＜自然環境･景観＞

目　的	実施方針
景観・環境整備 **・歴史・文化を活かした景観形成と環境整備**	**• 景観計画の策定の検討** **• 歴史・文化的資源の活用や保全に向けた取組みの推進** **• 豊川海軍工廠跡地における残存遺構の保存**

＜都市防災･防犯など＞

目　的	実施方針
都市防災 **・各種計画に基づく防災対策の推進**	**• 地域が主体となった防災体制の構築に向けた取組みの推進** **• 建物の耐震化、不燃化および狭あい道路の改善による避難路の確保** **• 臨海部の津波・高潮対策の推進と土砂災害警戒区域などの指定の検討**
防犯・交通安全 **・地域が主体となった安全性の確保**	**• 計画的な防犯灯、道路照明灯の設置** **• 交通事故の抑制に向けた交差点などの改良**

＜その他の都市施設など＞

目　的	実施方針
下水道 **・公共下水道の整備推進**	**• 豊川市下水道基本計画に基づく計画的な下水道整備の推進**
廃棄物処理施設 **・処理施設の適正管理と環境負荷の軽減**	**• 廃棄物処理施設の立地場所周辺の環境保全** **• 豊川市一般廃棄物処理基本計画に基づく効率的なごみの減量化とリサイクルの推進**
公共施設 **・適正配置と環境に配慮した整備**	**• 利便性の高い地域への公共施設の立地誘導の検討** **• 地球環境への負荷の低減に配慮した新たな施設整備**

資料　用語解説

あ行	
アウトカム指標	施策や事業の実施により発生する効果や成果を表す指標。例えば、道路を整備したことによる渋滞の解消や交通事故の減少など。
アウトプット指標	事業を実施することによって直接発生した成果物・事業量を表す指標。道路整備であれば、整備した道路の延長など。
ＮＰＯ	Non Profit Organizationの略。「民間非営利組織」の意味で営利を目的とせず、利益を関係者に配分しないことを基本に社会的使命の追及を目的とし、自発的な活動を継続して行う団体。
オープンスペース	都市や敷地内で、建物の建っていない土地。空地。
か行	
開発許可	都市計画法第29条に基づき、宅地造成などを行う際に必要とされる許可のこと。都市化の進展に伴う無秩序な開発を規制し、都市の健全な発展と秩序ある整備を目的として開発行為を許可制としている。
基盤整備	道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの都市施設や学校、病院、公園などの公共施設といった、市民の生活や産業活動を支える施設を整えること。
近隣商業地域	まわりの住民が日用品の買物などをするための地域。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられる。
交通結節点	駅前広場が整備されバスやタクシーが乗り入れる駅や、空港、港、インターチェンジなど複数あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所。交通機関・手段の接続機能のほか、都市機能の誘導・集積を促進させ拠点地区を形成する「拠点形成機能」や都市の顔を形成する「ランドマーク機能」を担う。
工業専用地域	工場のための地域。どんな工場でも建てられるが、住宅、店舗、学校、病院、ホテルなどは建てられない。
工業地域	主に工業の利便の増進を図る地域。住宅や店舗は建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建てられない。
行政区域	行政機関の権限が及ぶ範囲として定められた都道府県、市町村などの区域。
コミュニティ	地域社会。共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域およびその人々の集団。
さ行	
里山・里地	人間の働きかけを通じて環境が形成され、野生生物と人間とが様々な関わりを持ってきた地域。
市街化区域	都市計画区域内で、既に市街地を形成している区域および概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、都市計画法第7条第2項に基づいて計画決定された区域。

市街化調整区域	都市計画区域内で、市街化を抑制する区域として、都市計画法第7条第3項に基づいて計画決定された区域。
住区基幹公園	徒歩圏内に居住する人々の日常的な利用を目的とした公園で、都市公園の分類の1つである。住区基幹公園には、街区公園、近隣公園、地区公園などがある。
集約型都市構造	都市の無秩序な郊外化を抑制し、都市の拠点などに計画的に都市機能を集積させ、過度に自動車に依存しない、持続可能な集約型の都市構造。
準工業地域	主に軽工業の工場やサービス施設などが立地する地域。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられる。
準住居地域	道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域。「準住居」ではあるものの、第2種住居地域よりも幅広い種類の用途の建物が建てられる。
商業地域	銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域。住宅や小規模の工場も建てられる。
将来フレーム	計画的なまちづくりを進めるために定めた将来の人口、世帯数、土地利用などの指標となるもの。
スプロール	道路などの計画的な整備がなされないまま無秩序な開発が行われ、虫食い的に宅地化が進んで郊外に向かって市街地が拡大すること。
生産年齢人口	15歳以上65歳未満の年齢に該当する人口。
た行	
第一種住居地域	大規模な店舗やオフィスビルなどの建築を制限する住居系の地域。床面積の合計3,000平方メートルまでの店舗、事務所、ホテルなどは建てられる。
第一種中高層住居専用地域	中高層住宅のための地域で、中高層住宅のための良好な住環境を保護するための住居系の地域。病院、大学など、床面積の合計500平方メートルまでの一定の店舗などが建てられる。
第一種低層住居専用地域	低層住宅のための地域で、2～3階建て以下の低層住宅のための良好な住環境を保護するための住居系の地域。小規模な店舗や事務所を兼ねた住宅や、小中学校などが建てられる。
第二種住居地域	主に住居の環境を守るための地域だが、大規模な飲食店、店舗、事務所などの建築も可能。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられ、階数や床面積（10,000平方メートルを超える店舗などを除く）の制限はない。
第二種中高層住居専用地域	主に中高層住宅のための良好な住環境を保護するための住居系の地域。病院、大学などのほか、床面積の合計1,500平方メートルまでの一定の店舗や事務所など必要な利便施設が建てられる。
昼夜間人口	ある地域に住んでいる人の人口を夜間人口といい、その地域で働く人や学ぶ人など昼間その地域にいる人の人口を昼間人口という。

ＤＩＤ	人口集中地区のこと。国勢調査において設定される人口密度が１ヘクタールあたり40人以上の区域が互いに隣接して人口5,000人以上となる地域で、実質的な都市地域を表す。港湾、工場地帯、公園などの都市的土地利用の区域は、人口密度が低くてもＤＩＤに含まれる。
地区計画制度	都市計画法に基づき、住民の生活に身近な「地区」を単位として、道路、公園等の施設の配置や、建築物の建て方等について、地区特性に応じてきめ細やかなルールを定めるまちづくりの計画。
都市機能	文化、教育、保健・医療・福祉、商業、工業などのサービスを提供する機能のこと。
都市計画区域	一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域として、都道府県により指定される都市計画を定める範囲のこと。
都市計画区域マスタープラン	平成12年5月に都市計画法の改正が行われた際に、第6条の2に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として登場。長期的な視点から住民に「都市の将来像」を示すとともに、市町村を超えた広域的な視点から、都市計画の目標や広域的、根幹的施設など主要な都市計画の決定の方針を示すもの。
都市計画公園	都市公園法に基づき、地方公共団体又は国が設置および管理する公園又は緑地をいう。良好な都市環境の形成、防災など都市の安全性向上、レクリエーション活動の場の確保、都市景観の向上を図ることを目的としている。
都市計画道路	都市計画法による一定の手続きを経て計画決定される道路であり、道路機能に応じて自動車専用道路、幹線街路、区画街路および特殊街路の4種類に区分される。都市計画決定された区域内では、今後の施設整備に向け、一定の建築制限が適用される。
都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的とした都市計画に関する法律。
都市構造	都市を形成する上で必要な骨格となる鉄道や幹線道路などの交通体系や土地利用、自然環境などの全体的な構成（姿）。
都市施設	道路、公園、下水道など都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法に基づいて都道府県知事が指定する区域で、警戒区域(イエローゾーン)と特別警戒区域(レッドゾーン)がある。イエローゾーンでは、市町村は地域防災計画に避難態勢を定めなければならない。レッドゾーンでは、防災工事をしなければ宅地造成や建築ができず、知事は建物の移転を勧告できる。
土地区画整理事業	宅地の利用増進と公共施設の整備改善を図るため、土地の区画形質の変更、公共施設の新設、変更を同時に行い、健全な市街地を形成する事業。減歩と換地の制度により、公園、街路等の公共施設用地を生み出すところに大きな特色がある。

な行	
農業振興地域	農業の近代化、公共投資の計画的推進など、農業の振興を図ることを目的として、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき定められる区域。対象となるのは、農業の振興を図ることが相当と認められ、かつ農用地として利用すべき相当規模の土地があるなどの地域。
農用地区域	農業振興地域のうち、今後概ね10年以上にわたって農業上の利用を確保し、農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進する区域。
は行	
（中京都市圏）パーソントリップ調査	人の動きに着目して実施されるアンケート調査。「どのような人が」「いつ」「何の目的で」「どこから」「どこへ」「どのような交通手段で」動いたかについて調査し、1日のすべての動きを捉えるもの。中京都市圏としては、愛知県、岐阜県、三重県が対象範囲となる。昭和46年から実施される調査で、現在の最新調査は平成23年の調査。
パブリックコメント	行政機関が行おうとしている政策について、市民から意見を募り、それを政策の意思決定に反映させる制度のこと。
バリアフリー	段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者が日常生活をおくる上で不便な障害となっていること（バリア）を除去（フリー）し、全ての人が安心して暮らせる環境をつくること。
東三河都市計画区域	愛知県では、県内を6つの都市計画区域に分け、一市町村を越えた広域的な見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めている。このうち、東三河都市計画区域は、豊川市、豊橋市、蒲郡市、田原市、新城市（旧鳳来町と旧作手村を除く）により構成される。
ヒートアイランド現象	郊外に比べて都市部が高温になり、夜になっても気温が下がらない現象。
ファサード	建物の正面や建物の外観を構成する主要な立面のこと。外観として重要な面である場合には側面や背面についてもファサードと呼ぶことがある。
防火地域・準防火地域	都市計画法に基づき、火災発生時の延焼拡大を防止するために、建築物を耐火構造にするなどの義務づけを行う地域。主として防火地域は商業地域など高密度な土地利用が行われる市街地に、準防火地域は木造建築物の密集した市街地に指定される。
ま行	
まちづくり三法	「改正都市計画法」「中心市街地活性化法」「大規模小売店舗立地法」の総称。中小企業の保護を目的とした「大規模小売店法（大店法）」の廃止に伴い、1998年から2000年にかけて施行された。
緑の基本計画	都市緑地法第4条に基づき策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、緑の現状やニーズをふまえる中、「緑地の保全及び緑化の目標」や「緑地の保全及び緑化の推進のための施策」を示すとともに、都市公園の整備や緑地の保全並びに、緑化の推進方策について、総合的に進めていく計画。

密集市街地	敷地、道路が狭く、老朽木造建物が高密度に建ち並んでおり、地震時に大きな被害が想定される危険な市街地。
や行	
用途地域	地域地区のうち最も基礎的なものであり、都市全体の土地利用の基本的枠組みを設定するとともに、建築物の用途や容積率、建ぺい率、高さなどの形を規制・誘導し、秩序あるまちづくりに大きな役割を果たすもの。用途地域には12種類がある。
遊水地機能	河川沿いの田・畑などにおいて雨水または河川の水が流入して一時的に貯留する機能。
ら行	
立地適正化計画	人口の急激な減少と高齢化に対応するため、医療・福祉施設、商業施設や住居などがまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設などにアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するための計画。

見直しの経緯

（平成27年度）

年月日	会議・調査	内　容
11月2日	第1回作業部会	・豊川市都市計画マスタープランの見直しにあたって ・現行都市計画マスタープランの実績把握と評価 ・社会情勢の変化
11月24日	第1回見直し委員会	
3月4日	第2回作業部会	・今後のまちづくりの課題について ・立地適正化計画について
3月30日	第2回見直し委員会	・豊川市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱の一部改正及び豊川市立地適正化計画専門部会の設置について ・今後のまちづくりの課題整理について

（平成28年度）

年月日	会議・調査	内　容
7月5日	第4回作業部会	・豊川市都市計画マスタープランの中間見直しについて ・第2回委員会、作業部会における意見及び対応方針等 ・全体構想の見直し案について
8月3日	第3回見直し委員会	・全体構想の見直し案について （基本理念、将来都市構造、都市づくりの目標など）
9月9日	第5回作業部会	・豊川市都市計画マスタープランの中間見直し （全体構想および地域別構想） ・立地適正化計画の策定
10月12日	第4回見直し委員会	・全体構想（分野別の方針）の見直し案について ・地域別構想の見直し案について
11月15日～11月25日	住民意見交換会	・素案に対する意見交換会（市内8地区） 参加者延べ253名、提出意見等48件
12月22日	第5回見直し委員会	・豊川市都市計画マスタープラン（案）（平成28年度改訂版）について
1月5日～2月3日	パブリックコメント	・提出意見　件
2月予定	都市計画審議会	・豊川市都市計画マスタープラン（案）（平成28年度改訂版）について
2月予定	改訂	
3月予定	公表	

※第3回作業部会は他の議題（豊川市立地適正化計画）にて開催

豊川市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　この要綱は、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第１８条の２　第１項に規定する市町村の都市計画に関する基本方針を定めるため、豊川市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その事務について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　委員会は、豊川市都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）の策定及び見直し並びに関連計画に関する事項について、調査、検討及び審議を行う。

（組織）

第３条　委員会は、委員１５人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）　学識経験者

（２）　各種団体を代表する者

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

３　第１項に規定するほか、愛知県職員をオブザーバーとして委嘱することができる。

（任期）

第４条　委員の任期は、前項の規定により市長が委嘱した日から１年とし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表するとともに、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（作業部会）

第７条　委員会は、委員長が指定した専門的事項を調査研究させるため、豊川市都市計画マスタープラン作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

２　作業部会は、別表に掲げる部会員によって構成する。

３　作業部会に部会長を置き、建設部都市計画課長をもって充てる。

４　部会長は、作業部会の事務を掌理し、作業部会の経過及び結果を委員長に報告するものとする。

（意見等の聴取）

第８条　委員会及び作業部会は、必要があると認めるときは、委員又は部会員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第９条　委員会及び作業部会の庶務は、建設部都市計画課において処理するものとする。

（雑則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成２１年１０月１９日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年６月１８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年３月３０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

別表（第７条関係）

豊川市都市計画マスタープラン作業部会

<table>
<tr><td>部会長</td><td colspan="3">建設部都市計画課長</td></tr>
<tr><td rowspan="22">部会員</td><td>部　名</td><td>課　名</td><td>職　　名</td></tr>
<tr><td rowspan="2">企画部</td><td>企画政策課</td><td rowspan="21">課長補佐級又は係長級職員のうち部会長が指名する者</td></tr>
<tr><td>防災対策課</td></tr>
<tr><td>総務部</td><td>財産管理課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">福祉部</td><td>福祉課</td></tr>
<tr><td>介護高齢課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">子ども健康部</td><td>子育て支援課</td></tr>
<tr><td>保育課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">市民部</td><td>市民協働国際課</td></tr>
<tr><td>人権交通防犯課</td></tr>
<tr><td rowspan="3">産業部</td><td>企業立地推進課</td></tr>
<tr><td>農務課</td></tr>
<tr><td>商工観光課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">環境部</td><td>環境課</td></tr>
<tr><td>清掃事業課</td></tr>
<tr><td rowspan="5">建設部</td><td>道路維持課</td></tr>
<tr><td>道路建設課</td></tr>
<tr><td>公園緑地課</td></tr>
<tr><td>建築課</td></tr>
<tr><td>区画整理課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">上下水道部</td><td>水道整備課</td></tr>
<tr><td>下水整備課</td></tr>
<tr><td>消防本部</td><td>総務課</td></tr>
<tr><td rowspan="3">教育委員会</td><td>庶務課</td></tr>
<tr><td>生涯学習課</td></tr>
<tr><td>スポーツ課</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他部会長が必要と認める課</td></tr>
</table>

豊川市都市計画マスタープラン見直し委員会委員名簿

区分	氏　名	所　属	分　野
学識経験者	◎浅野　純一郎	豊橋技術科学大学建築・都市システム学系　教授	都市計画
	○松山　明	中部大学工学部　准教授	都市計画
各種団体	松下　紀人	豊川商工会議所専務理事	商工業
	山口　五月	豊川リサイクル運動市民の会会長	環境
	熊谷　直克	豊川市農業委員会会長	農業
	河合　美恵子	豊川防災ボランティアコーディネーターの会代表	防災
	伊奈　克美	特定非営利活動法人とよかわ子育てネット代表理事	児童福祉
	大高　博嗣	豊川市障害者（児）団体連絡協議会会長	障害者福祉
	平田　節雄	豊川市介護保険関係事業者連絡協議会会長	高齢者福祉
公募	小林　尚美	市民	
	近藤　彰利	市民	
オブザーバー	横山　甲太郎	愛知県建設部都市計画課長	県職員
	柴田　厚	愛知県東三河建設事務所企画調整監	県職員

◎委員長、○副委員長

【前任者】

氏　名	所　属	備　考
杉浦　政晴	愛知県東三河建設事務所企画調整監	平成28年3月31日まで

豊川市都市計画マスタープラン（平成 28 年度改訂版）

発行日　平成〇〇年〇月
発　行　豊川市
連絡先　豊川市建設部都市計画課
住　所　〒442-8601　愛知県豊川市諏訪 1 丁目 1 番地
ＴＥＬ　0533-89-2169
ＦＡＸ　0533-89-2171
E-mail　tokei@city.toyokawa.lg.jp